JMRC関東ラリー共済について(規則書掲出)

今年より、JMRC関東の協力により、JMRC関東の見舞金制度の一部としてラリー共済を始めることになりました。

<加入できる選手>

DR, NVともにJMRC関東に加盟しているクラブ員で、かつ見舞金制度もしくは、スポーツ安全保険C区分のいずれかに加入していること

<補償内容>

掛け金 1戦 5000円 対物 免責 10万 上限30万 対人 死亡500万 傷害200万(最大) 1競技車1競技会において最大2000万まで補償

競技会受付から最終のTC、またはCPまでが有効

※上記期間以外は競技外と思われるので、任意保険での対応となります。

• 対人

対象:オフィシャル、ギャラリー、一般の方、他の選手

死亡:自賠責 3000万 +共済500万

傷害:自賠責 120万(最大)+共済200万(最大)

※傷害の金額査定は見舞金制度に準ずる。

※選手本人(DR、NV)は上記の対人には含まれません そのため、スポーツ安全保険C区分又は見舞金制度への加入を義務付けています。

DR: 死亡時 スポーツ安全保険(2000万)又は見舞金(1000万)

NV:同上、ただしDRが親族以外は自賠責が適用される

※傷害の補償金額はスポーツ安全保険、見舞金制度に準ずる。

• 対物

対象:競技車が壊した物(※自車、他競技車は含まず。オフィシャル車は補償)

補償:1競技車1競技会において最大30万まで補償。(免責10万)

例① 電柱破壊 100万請求 ⇒20万補填

例② 橋破損 30万請求 ⇒20万補償

例③ ミラー破損 10万請求 ⇒補償無し

く運用>

- ①主催クラブがこの共済の使用を決め、特別規則書等に記載
- ②選手がこの共済を利用する場合、主催者に申込を行う。 申込は「保険・車両申告書」の(3)に〇をつけるのみ。 掛け金の5,000円を参加費に追加して主催者に支払う
- ③主催者が取りまとめ、開催週の月曜までにJMRC関東事務局に別紙リストを提出し、 掛け金を振り込む
- ④ JMRC関東事務局にて加入条件を確認。
- ※④の段階で条件(JMRC関東加盟、スポーツ安全保険又は見舞金制度へ加入)を 満たしていない場合、原則として虚偽の申告扱いとして出走を認めない。

く注意点>

死亡時の賠償額が3,500万(自賠責含む)、また物損が30万以上(免責10万含まず) の場合、差額は選手本人の負担になります。

あくまでも、1つの保険(共済)の提案であって、利用するかに関しては選手個人の判断で、通常のJAF保険等を利用されても構いません。

<他地区での適用>

他地区の選手の本共済の利用(東北地区の選手が関東のラリーに参戦等)に関しては 現在、調整中です。

JMRC全国ラリー振興事業委員会及びJMRC関東にて検討後、HP等で告知します。